

# カード代替電磁的記録を用いた本人確認方法の新設について

別紙1

## 携帯電話不正利用防止法施行規則の主な改正事項

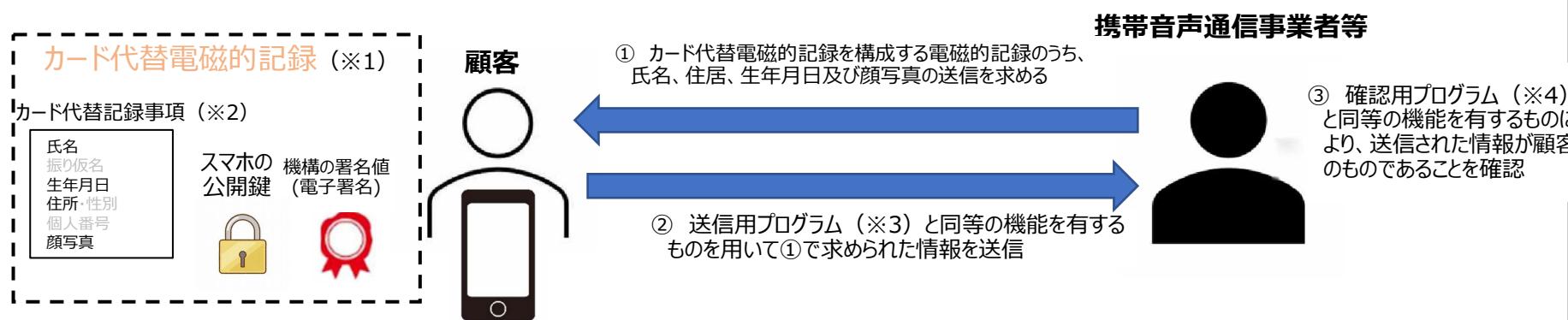
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正（※1）により、**マイナンバーカードが保有している基本4情報等（※2）をスマートフォンに搭載**できるようになったことを踏まえ、マイナンバーカードによる本人確認と同様に、それらの情報を用いてスマートフォンで携帯電話不正利用防止法上の本人確認が可能となるよう、**新たな本人確認方法を追加して規定するもの**（※3）。

（※1）令和7年4月1日、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号。以下「改正法」という。）が施行された。

（※2）氏名、生年月日、住所、顔写真等。

（※3）本人の顔写真が表示されている個人番号カードの交付を受けている者に限る。

## 新たに規定する本人確認方法



（※1）改正法による改正後の番号利用法（以下「新番号利用法」という。）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。

（※2）番号利用法第2条第7項第1号から第5号までに掲げる事項及び本人の写真をいう。

（※3）新番号利用法第18条の3第1項により内閣総理大臣の認定を受けたプログラムをいう。

（※4）新番号利用法第18条の4第1項により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムをいう。

## その他の改正事項

上記の契約時本人確認方法の新設に伴い、携帯音声通信端末設備等の貸与、譲渡時における本人確認方法においてもカード代替電磁的記録による確認方法を新たに規定するほか、所要の改正を行う。